

あなたの願いを 県政へ 県知事選挙



転入・転出・転居に伴う投票場所

転入・転出・転居		転入：届出の日 転出：転出予定日	投票所など
岡谷市に転入した(する)人	県外から	4月19日以前	岡谷市
		4月20日以降	投票できません
	県内から	4月19日以前	岡谷市
		4月20日以降	転出前の市町村※1
岡谷市から転出した(する)人	県外へ転出した場合は投票できません		
	県内へ	4月19日以前	転出先の市町村
		4月20日以降	岡谷市※2
市内で住民票を異動した(する)人	7月14日以前		転居後の住所地
	7月15日以降		転居前の住所地

※1は旧住所地の選挙人名簿、※2は岡谷市の選挙人名簿に登録されていることが必要。さらに、いずれも県内の市町村が発行する「引き続き県内居住証明書」(無料)が必要です。本市では、同証明書を市民課で交付します。なお、県内でも、4月20日以降に異なる市町村に2回以上異動した場合は投票できません。詳しくは選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

任期満了に伴う長野県知事選挙が7月20日に告示され、8月6日に投票が行われます。選挙は私たちが政治に参加する大切な機会であり、私たちの一票は暮らしを良くするための貴重な意思表示です。棄権することなく、必ず投票しましょう。

投票・開票

◆投票日：8月6日(日)

午前7時～午後8時

◆開票日：8月6日(日)

午後9時～

岡谷市役所9階大会議室

有権者

■投票できる人

昭和61年8月7日以前に生まれ
た人で、平成18年4月19日以前に

住民登録がされており、その日から引き続き3か月以上市内に居住している人。

入場券

投票所入場券は、7月18日に発送します。投票日当日、投票所へご持参ください。万一、入場券をなくされても投票できます。投票所での旨をお申し出ください。

なお、選挙権があるのに入場券が届かないときは、選挙管理委員会事務局へお問い合わせください。

点字投票

点字投票をしようとする場合は、投票所でその旨を申し出てください。点字投票用の用紙に点字器を使って投票できます。

代理投票

投票する意思がありながら候補者の氏名を書くことができない人は、投票所でその旨を申し出てください。二人の補助者のうち一人が立会人となり、あなたの投票したい人などを間違いなく書いてくれます。投票の秘密は厳格に守られます。

期日前投票

期日前投票制度は、選挙権のある人が、投票日当日、次に掲げる事由に該当すると見込まれる場合に、投票日前の一定の期間に限り投票できる制度です。

○期日前投票のできる事由

投票日当日に――

①区域を問わず、職務・業務、または冠婚葬祭の主宰に従事する場合

②①以外の用務、または事故のため投票区の区域外に旅行、または滞在をする場合

③疾病、負傷、妊娠などで歩行が困難であるなどのため、投票所へ行くことができないと見込まれる場合

○期日前投票の手続き

▽期間

7月21日(金)～8月5日(土)

▽時間：午前8時30分～午後8時

(土・日曜日実施)

▽場所：市選挙管理委員会事務局

横202会議室(市役所2階西参照)

▽方法：入場券を持参のうえ、期

日前投票記載所にある宣誓書に

記入し、係員の指示に従って投票

してください。(印鑑は不要です)

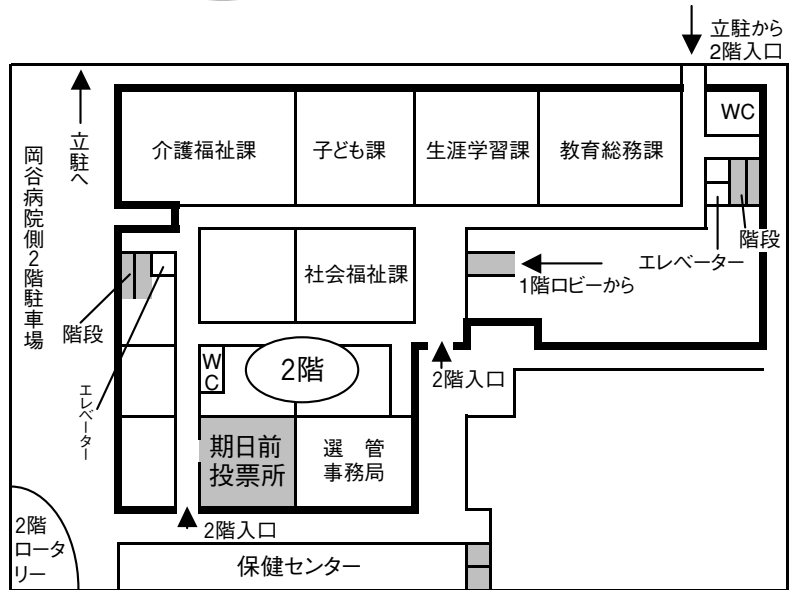
投票で

長野

投票日は
8月6日
(日)

岡谷市投票区投票所

投票区	投票所
今井	今井区公会所
間下	間下区民センター
岡谷	岡谷区公会所
下浜	下浜区民センター
小尾口	小尾口区公民館
上浜	上浜公民館
新屋敷	新屋敷会館
小口	小口区民センター
小井川	小井川平成会館
西堀	西堀区公会所
小坂	小坂公民館
花岡南	湊支所
花岡北	花岡区民センター
三沢	三沢区コミュニティ施設
川岸中央	川岸支所
夏明	夏明公会所
駒沢	駒沢区公民館
橋原	橋原区公会所
中屋	中屋区公民館
中村	中村区民センター
横川	横川公会堂
東堀	東堀柴宮館



期日前投票所(市役所2階図)

不在者投票

◎一般的な不在者投票

仕事や用務のため、市外に滞在中であり、選挙期間中に投票所で投票を行うことができない人は滞在地の選挙管理委員会で不在者投票を行うことができます。また、長野県選挙管理委員会が指定した病院や施設に入院・入所中であり、選挙期間中に投票所で投票を行うことができない人は施設内で不在者投票を行うことができます。

投票用紙等は投票用紙等請求書兼宣誓書に必要事項を記入のうえ、早めに選挙管理委員会までご請求ください。投票用紙等を郵送しますので、早めに不在者投票を行ってください。

◎郵便による不在者投票

次に該当する人は、郵便による不在者投票ができます。この場合、あらかじめ「郵便投票証明書(有効期間7年間)」の交付を受け、この証明書を添付して、投票日の4日前までに投票用紙を請求してください。証明書の発行には数日を要しますので、お早めに選挙管理委員会へお申し出ください。

▽身体障害者福祉法に規定する障害者手帳に両下肢、体幹の障害、移動機能の障害の程度が一級も

しくは二級、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸の障害が一級もしくは三級であると記載されている人

▽介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護度5であると記載されている人

選挙公報

テレビ・ラジオの政見経歴放送があるほか、選挙公報も配布されます。有権者一人ひとりが候補者の人物などをよく知り、自分に代わって政治を行うにふさわしい人を選びましょう。

なお、選挙公報は、市役所、各支所にも用意していますのでご利用ください。

※ご不明な点など
詳しくは

市選挙管理委員会
事務局

市役所2階
☎ 23-4811
内線1246まで